

公益社団法人鶴見法人会

Hot Line

2020

7

July



No.563

事業予定表:最新の行事予定については鶴見法人会H・Pをご参照下さい。

社員ファーストの働き方改革へのポイント

雇用問題コメンテーター 長嶋 俊三

新しい時代へ挑戦する動機づけがベース

新型コロナの問題は、雇用の場での働き方にも大きな影響を及ぼしそうだ。幸いにも、わが国では働き方改革が議論され、本稿でも、高齢者雇用のベースとしての従業員ファーストの組織づくりについて書いてきた。そこで、今回は働き方改革のための改善についてポイントを整理してみよう。

①自立性と達成感を重視する・・・

新しい時代へ社員を活性化するポイントは、能力開発と再開発だが、そのためには自分自身を客観視して、これからの仕事に挑戦する心構えを養うことが重要。専門能力を踏まえ、新しい技術などに再挑戦させる動機づけが必要だ。その際にモラルを低下させないように主体性と自立性を尊重し、成果を示して達成感を与える。社員一人ひとりに役割があると思える組織づくりは経営の責任である。

改善は、労働を人間化するアイデア

②改善に資金はかからない・・・

改善というと特別な手数料や費用がかかると思われがちだが、要は「人に仕事をあわせる」ということで、多くの企業が独自のアイデアで達成させている。仕事が「やりやすく」「疲れずに」「うまく早く」、また、やりがいが生まれるように「作業方法」「職務内容」「組織」「職場環境」などの条件を見直すもので、働き方改革そのものなのだ。

③姿勢の良し悪しは、会社の評価にもつながる・・・

加齢による筋肉の硬化が原因で重いものを持てば腰痛になったり、また長時間の前傾姿勢で強い身体疲労を感じたりする。無理な作業姿勢をなくす改

善は、生産性をあげるポイントでもある。また社員一人一人背の高さも違う。その個性にあわせた職場づくりは、意欲管理についての企業の評価基準にもなる。

④重量物搬送の改善は、生産性、労働災害、健康の原点・・・

重量物の取り扱いは、社員の大きな負担となるので、機械化、道具化することが重要。ほとんどの企業が重量物の定義をしていないが、何キロが重量物なのかを決めることも必要だ。

改善は、かならず生産性をあげる

⑤やりにくいと思う作業は、即改善・・・

職場には様々な作業負荷がある。高齢者が現役で働くためには、無理なやりにくい作業をこまかく排除していく必要がある。図面の細かい数字を読んで機械の刃や材料を探すという作業を、図面に色分けシールを貼り付けることで、その色の刃と材料を瞬時に取り出すことができる改善など。

本稿は、社員ファーストといっているが、経営者に向けている。改善はやる気を育て、生産性がアップするからである。

【筆者紹介】長嶋俊三(ながしま・しゅんぞう)1947年生まれ。明治大学卒。新聞記者、TVディレクターを経て、79年より(財)高齢者雇用開発協会発行の月刊誌『エルダー』の編集を創刊から担当。2011年6月、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を退職。著書に『60歳からの仕事』(清家篤慶應義塾大学教授と共著、講談社刊)、『エージレス就業社会』(共著、日本能率協会マネジメントセンター刊)などがある。

Profile



法人名:株式会社 日本アシスト
役職名:代表取締役社長
氏名:大島 正之 氏
続柄:孫
氏名:山科 紗都(ヤマシナ サト)
趣味:ピアノ、サッカー
支部:鶴見中央支部
撮影場所:(有)セントラルスタジオ

INDEX

第9回通常総会	1
令和2年度事業計画	2
役員名簿・記念品贈呈者名簿	2
収支予算書	3
正味財産増減計算書	3
令和3年度税制改正要望書	4~5
鶴見税務署からのお知らせ	6~7
企業にとってのあんな話・こんな話	8
新入会員紹介/鶴見法人会に入りませんか?/税務無料相談	9
コロナ問題-情報に惑わされない暮らし方	10

第9回通常総会

6月18日(木)

鶴見法人会第9回通常総会は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、当初予定しておりましたホテルキャメロットジャパンでの総会・懇親会を大幅に縮小し、事務局会議室での小規模な総会のみで開催となった。多くの会員の方々には、書面表決、委任状でご参加をお願いする形となった。

宮田副会長の開会の辞で始まり、大島会長から「年当初には予想しえなかった『新型コロナウイルスの感染・拡大』は全世界に広がり、感染者800万人、死亡44万人、日本では17,000人の感染900人の死亡が確認されています。現状1日の感染も二桁2、3次感染の起こる可能性もあります。このコロナで経済環境は一変し、私たち会員企業においても大きな影響を与えております。法人会を含め各行事も中止

となりました。今年度の法人会全国大会、青年の集い、女性フォーラムも中止の方向で進められており、7月には決定するとのこと。法人会もこの機会に各種見直しを考え、理事会を通して発信してまいりますので、ご協力のほどよろしく願いいたします」と開会の挨拶があった。

議事に入り、会長が議長を務め、令和元年度決算報告を伊藤総務財政委員長が、監査報告を小島監事が、事業報告を岡野事業委員長がおこなった。令和元年度決算については、異議なく可決された。その後令和2年度予算案を伊藤総務財政委員長、事業計画案を岡野事業委員長がそれぞれ報告した。

最後に伊藤副会長が閉会を宣言して総会は終了した。



開会の辞 宮田副会長



鶴見法人会会長 大島正之



伊藤総務財政委員長



小島監事



岡野事業委員長



閉会の辞 伊藤副会長



司会 堀野総務財政副委員長

令和2年度事業計画

基本方針

令和2年4月 1日
令和3年3月31日

1 公益と社会貢献

健全な納税者団体として事業の公益性と社会貢献度を高めることで、公益法人としての社会的使命を果たすことに努める。

2 組織の拡充強化

本部と支部の連携及び支部の活性化により組織の強化を図ることで、納税者の事業への参加の向上と加入増加を推進する。

3 租税負担の合理化

適正公平な税制を確立し、租税負担の合理化を図るため、常に租税に関する調査研究を行うと共に、会員外からの意見も結集し、税制改正要望事項の達成を期する。

4 税務行政への協力

税務当局との相互信頼により税務行政の円滑な運営に協力し、適正な申告納税制度の充実発展に寄与すると共に、納税道義の向上に努める。

5 企業経営の健全化

地域企業の健全化の向上を図るため、経営・経理等に関する知識の普及拡大に努め、地域社会の発展に貢献する。

重点事項

1 組織基盤の強化

(1) 役員・支部幹事一同が会員増強運動に取組み、会員加入率50%達成を目標として、推進する。

(2) 魅力ある法人会を構築し、会員相互の連携を密にして、会全体が協力して退会防止に努める。

2 支部活動の活性化

各支部は、支部幹事会を年1回以上、会員研修会を年1回開催するよう努める。

3 事業活動の充実

地域社会への貢献を目的とし、地域の福祉、健康増進等これまで以上に地域に密着し、より多くの会員及び会員外の参加が見込まれる研修会、講演会等を企画、実施する。

4 広報活動の充実

広報誌「ホットライン」について、紙面の充実を図り、地域に密着した情報を発信し、会員及び会員外に提供する。

5 e-Taxの利用推進

国の電子政府構築計画の一環として国税当局が推進する国税電子申告・納税システム(e-Tax)について、電子政府の推進に協力し実行するため「e-Tax」を役員企業については自ら積極的に利用し、会員企業については利用目標を利用率70%と定め積極的に推進する。

6 福利厚生制度の推進

法人会経営者大型保障制度推進のキャンペーンを行う。

7 友誼団体との連携協調

効率的な事業活動及び会員増強の必要性から、鶴見区納税貯蓄組合連合会、鶴見青色申告会、東京地方税理士会鶴見支部、横浜小売酒販組合鶴見支部、鶴見間税会の友誼団体と積極的な連携協調を図る。

8 その他

1. 地域社会貢献活動の推進

① 女性部会

「チャリティバザー」を行い、その収益金を鶴見区社会福祉協議会等に寄贈する。

② 青年部会

子供たちに、税をテーマに、税金とはなにか、税金の使われ方等、興味を持ってもらうための趣向を凝らし、税の啓発活動の場として「トレジャーハンティングinつまみ」を開催する。

③ 寄附

鶴見区内の障害者施設並びに地域ケアプラザの運営に協力するための寄附をおこなう。

2. 「税を考える週間」

協賛事業として、JR鶴見駅東・西口での「街頭広報」および「ほうじん劇場」を開催する。

役員名簿

理事

氏名	法人名	役職
大島 正之	(株)日本アシスト	会長 担当:広報委員会
相川 良一	新横浜商事(株)	副会長
遠藤 一郎	(株)トーヨー	副会長 担当:源泉部会
松浦 泰弘	松浦企業(株)	副会長 担当:厚生委員会
伊藤 文雄	(株)伊藤工業	副会長 担当:税制委員会、女性部会
山田 雅浩	山田建設(株)	副会長 担当:事業委員会、青年部会
宮田 豊和	共進興業(株)	副会長 担当:総務財政委員会
相村 暁紀	(株)相村工務店	副会長 担当:組織委員会
伊藤 悦子	(株)アイリックス	総務財政委員長
福原 倫	(株)協伸製作所	税制委員長
小林 政仁	小林化学産業(株)	広報委員長
岡野 圭佑	(名)宮田家具店	事業委員長
横須賀雄一	(有)亀村屋	組織委員長
高木 邦一	(株)三高堂	厚生委員長
野路 晶基	(株)野路	青年部会長
榎本ひろみ	(株)千田工務店	女性部会長
佐々木一浩	キリンビール(株) 横浜工場	源泉部会長
菱田 恒三	(有)菱田工務店	広報副委員長
森松 長裕	(株)エムズリビング	事業副委員長
吉川 貴之	(有)タクラ商事	支部長会代表・鶴見旭支部長
阿部 政彦	(株)阿部鋼業	支部長会副代表・鶴見西支部長
堀野 弘樹	(株)堀野工務店	支部長会副代表・市場支部長

監事

氏名	法人名
小島 弘邦	小野宮梱包運輸(株)
浜田 晴香	税理士法人アイ・パートナーズ

相談役

氏名	法人名
本田佐重子	(株)南旺社
長谷川勝一	(株)章夫商事

記念品贈呈者名簿

公益社団法人 鶴見法人会 記念品贈呈者

会員増強に伴う個人表彰

株式会社アイリックス	伊藤悦子様
大同生命保険株式会社	新保こずえ様
	三廻部宏美様
	菅原智子様
	高木真菜様
AIG損害保険株式会社	藤田和則様
	(順不同)

☆理事および監事はすべて非常勤であり、国家公務員出身者はいない。

収支予算書(正味財産増減計算書の形式による) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで(単位:円)

科目	予算額	前年度予算額	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,000	1,000	0
基本財産受取利息	1,000	1,000	0
特定資産運用益	7,000	5,000	2,000
特定資産受取利息	7,000	5,000	2,000
受取会費	21,300,000	21,550,000	△ 250,000
正会員受取会費	20,700,000	21,000,000	△ 300,000
賛助会員受取会費	600,000	550,000	50,000
事業収益	4,710,500	7,884,500	△ 3,174,000
研修事業収益	1,522,500	6,707,500	△ 5,185,000
事務手数料収益	480,000	620,000	△ 140,000
貸室料収益	40,000	25,000	15,000
支部事業収益	2,068,000	212,000	1,846,000
青年・女性部会事業収益	610,000	320,000	290,000
受取補助金等	16,644,000	16,342,700	301,300
受取県連補助金	1,500,000	1,311,000	189,000
受取全法連補助金	15,144,000	15,031,700	112,300
受取負担金	3,701,500	4,008,000	△ 306,500
受取負担金	146,000	146,000	0
青年・女性部会受取負担金	2,794,500	3,161,000	△ 366,500
支部受取負担金	761,000	701,000	60,000
受取寄付金	0	1,200,000	△ 1,200,000
受取寄付金	0	1,200,000	△ 1,200,000
雑収益	500,000	452,000	48,000
受取利息	0	2,000	△ 2,000
雑収益	500,000	450,000	50,000
経常収益計	46,864,000	51,443,200	△ 4,579,200
(2) 経常費用			
事業費	39,024,759	40,708,250	△ 1,683,491
給料手当	11,280,000	11,656,000	△ 376,000
退職給付費用	703,402	170,046	533,356
福利厚生費	1,410,000	1,410,000	0
会議費	4,324,110	3,051,500	1,272,610
旅費交通費	2,367,120	1,979,720	387,400
通信運搬費	1,609,683	1,418,836	190,847
減価償却費	245,484	245,484	0
消耗品費	1,258,300	1,399,000	△ 140,700
印刷製本費	3,024,360	2,689,940	334,420
光熱水料費	413,600	413,600	0
賃借料	4,060,800	4,060,800	0
保険料	202,500	38,000	164,500
諸謝金	2,534,000	5,949,000	△ 3,415,000
租税公課	498,200	498,200	0
支払負担金	1,143,000	1,732,400	△ 589,400
支払寄付金	130,000	350,000	△ 220,000
支払助成金	500,000	950,000	△ 450,000
会費	1,608,900	1,243,900	365,000
リース料	799,000	582,800	216,200
支払手数料	434,180	435,704	△ 1,524
新聞図書費	45,120	45,120	0
雑費	435,000	388,200	46,800
管理費	7,396,964	6,469,303	927,661
給料手当	720,000	744,000	△ 24,000
退職給付費用	44,898	10,854	34,044
福利厚生費	90,000	90,000	0
会議費	1,720,500	1,790,000	△ 69,500
旅費交通費	2,400	2,400	0
通信運搬費	234,377	294,064	△ 59,687
減価償却費	15,669	15,669	0
消耗品費	397,980	567,980	△ 170,000
印刷製本費	1,137,040	557,960	579,080
光熱水料費	26,400	26,400	0
賃借料	259,200	259,200	0
保険料	10,500	175,000	△ 164,500
諸謝金	300,000	0	300,000
租税公課	31,800	31,800	0
諸会費	250,000	250,000	0
支払負担金	185,000	128,600	56,400
支払寄付金	130,000	0	130,000
委託費	300,000	0	300,000
渉外慶弔費	530,000	530,000	0
表彰費	110,000	110,000	0
リース料	51,000	37,200	13,800
支払手数料	553,320	544,296	9,024
新聞図書費	2,880	2,880	0
雑費	294,000	301,000	△ 7,000
経常費用計	46,421,723	47,177,553	△ 755,830
評価損益等調整前当期経常増減額	442,277	4,265,647	△ 3,823,370
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	442,277	4,265,647	△ 3,823,370
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	442,277	4,265,647	△ 3,823,370
法人税、住民税及び事業税	100,000	100,000	0
当期一般正味財産増減額	342,277	4,165,647	△ 3,823,370
一般正味財産期首残高	56,913,573	57,306,699	△ 393,126
一般正味財産期末残高	57,255,850	61,472,346	△ 4,216,496
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	15,144,000	15,031,700	112,300
受取全法連助成金	15,144,000	15,031,700	112,300
一般正味財産への振替額	△ 15,144,000	△ 15,031,700	△ 112,300
一般正味財産への振替額	△ 15,144,000	△ 15,031,700	△ 112,300
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	57,255,850	61,472,346	△ 4,216,496

※一般正味財産期首残高は令和元年度決算見込み額を記載

正味財産増減計算書 平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	413	485	△ 72
基本財産受取利息	413	485	△ 72
特定資産運用益	3,439	5,708	△ 2,269
特定資産受取利息	3,439	5,708	△ 2,269
受取会費	22,088,169	22,337,000	△ 248,831
正会員受取会費	21,494,969	21,805,500	△ 310,531
賛助会員受取会費	593,200	531,500	61,700
事業収益	4,349,982	11,661,085	△ 7,311,103
研修事業収益	2,024,000	4,048,152	△ 2,024,152
事務手数料収益	578,354	652,883	△ 74,529
貸室料収益	87,300	27,100	60,200
支部事業収益	227,000	2,052,500	△ 1,825,500
青年・女性部会事業収益	1,433,328	4,880,450	△ 3,447,122
受取補助金等	16,884,866	16,301,314	583,552
受取県連補助金	1,635,166	1,315,814	319,352
受取全法連助成金振替額	15,031,700	14,757,500	274,200
受取全法連補助金	218,000	228,000	△ 10,000
受取負担金	3,239,650	5,490,440	△ 2,250,790
受取負担金	59,000	1,670,600	△ 1,611,600
青年・女性部会受取負担金	2,843,650	3,369,840	△ 526,190
支部受取負担金	337,000	450,000	△ 113,000
受取寄付金	0	740,000	△ 740,000
受取寄付金	0	740,000	△ 740,000
雑収益	756,294	552,465	203,829
受取利息	1,294	1,665	△ 371
雑収益	755,000	550,800	204,200
経常収益計	47,322,813	57,088,497	△ 9,765,684
(2) 経常費用			
事業費	36,178,221	36,178,221	△ 15,853,419
給料手当	11,525,942	11,525,942	△ 1,504,592
退職給付費用	170,046	170,046	△ 1,062,294
福利厚生費	2,036,632	2,036,632	136,871
会議費	2,801,187	2,801,187	△ 3,848,186
旅費交通費	1,953,918	1,953,918	△ 2,237,472
通信運搬費	1,869,939	1,869,939	△ 65,922
減価償却費	124,536	124,536	△ 120,948
消耗品費	1,756,590	1,756,590	△ 219,887
印刷製本費	3,869,526	3,869,526	△ 253,910
光熱水料費	455,825	455,825	46,693
賃借料	4,101,793	4,101,793	△ 294,227
保険料	85,138	85,138	△ 50,547
諸謝金	1,324,128	1,324,128	△ 5,087,399
租税公課	532,886	532,886	45,966
支払負担金	801,219	801,219	46,118
支払寄付金	96,880	96,880	△ 255,534
支払助成金	500,000	500,000	△ 110,000
会費	693,842	693,842	△ 1,412,218
リース料	617,040	617,040	271,547
支払手数料	514,861	514,861	182,506
新聞図書費	131,350	131,350	△ 43,948
雑費	214,943	214,943	△ 16,036
管理費	6,397,062	6,397,062	△ 1,228,986
給料手当	735,698	735,698	△ 96,038
退職給付費用	10,854	10,854	△ 67,806
福利厚生費	129,997	129,997	△ 1,264
会議費	1,349,540	1,349,540	△ 1,532,370
旅費交通費	58,344	58,344	56,865
通信運搬費	144,539	144,539	△ 5,218
減価償却費	7,949	7,949	△ 7,720
消耗品費	582,536	582,536	△ 61,013
印刷製本費	635,632	635,632	△ 13,186
光熱水料費	29,095	29,095	2,981
賃借料	261,815	261,815	△ 18,781
保険料	141,216	141,216	△ 1,705
租税公課	34,014	34,014	2,934
諸会費	405,000	405,000	116,000
支払負担金	83,156	83,156	△ 65,235
支払寄付金	130,000	130,000	130,000
会費	214,300	214,300	35,720
渉外慶弔費	400,900	400,900	28,840
表彰費	170,000	170,000	120,000
リース料	39,384	39,384	17,332
支払手数料	784,273	784,273	132,608
新聞図書費	2,702	2,702	△ 1,038
雑費	46,118	46,118	△ 891
固定資産廃棄損	0	0	△ 1
経常費用計	42,575,283	42,575,283	△ 17,082,405
評価損益等調整前当期経常増減額	4,747,530	4,747,530	7,316,721
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	4,747,530	4,747,530	7,316,721
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
法人税、住民税及び事業税	118,600	118,600	37,700
当期一般正味財産増減額	4,628,930	4,628,930	7,279,021
一般正味財産期首残高	56,511,802	56,511,802	△ 2,650,091
一般正味財産期末残高	61,140,732	61,140,732	4,628,930
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	15,031,700	15,031,700	274,200
受取全法連助成金	15,031,700	15,031,700	274,200
一般正味財産への振替額	△ 15,031,700	△ 15,031,700	△ 274,200
一般正味財産への振替額	△ 15,031,700	△ 15,031,700	△ 274,200
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	61,140,732	61,140,732	4,628,930

※一般正味財産期首残高は令和元年度決算見込み額を記載

令和3年度税制改正要望書

一. 歳入・歳出 税制・財政

I. 税財政改革

1. 税財政健全化に向けて
 - (1) 日銀の国債買い入れと暗号通貨(仮想通貨)関連法の再編・新法創設を望む。日銀の国債買い入れで円安インフレになるが、危険は少ないだろう。国際的暗号通貨が日本に集中すれば税財政赤字解消可能性がある。
 - (2) 国際戦略特区を考える。羽田空港に近い鶴見大黒埠頭・本牧埠頭・川崎埠頭を自由貿易特区に発展させよう。横浜カジノでは巨額のカジノ税収も期待できる。米国には先住部族国家のインディアンのカジノが民族自立と政府の税収にもなり参考となる。米国で暗号資産(仮想通貨)とブロックチェーン(信頼性裏付け)関連の法制化が始まり日本にも望まれる。特定の暗号資産(仮想通貨)のみで決済を行う特区創設もすべきである。
2. 社会保障制度に対する基本的な考え方について
公的年金は税法式が望ましく安定的財源が確保される。
3. 行財政改革の徹底
 - (1) 短期的課題 地元企業グループと役所で構成する公共事業削減公開討論会の設置を希望する。
 - (2) 中・長期的課題 ①役人の天下り禁止を徹底する。②IT技術により公務員を削減する。③内国歳入庁を創設し税・社会保険料収納を一元化する。④特別会計は既得権益の温床化懸念があり公開し効率性を求め公会計監査の改革をすべき。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業に有利な円安により輸出で景気振興を図る。
2. 中立地帯税制の創設し、外国移転した工場を呼び戻す特区により空洞化対策をする。
3. 輸出加工区を国際港の隣接地に設定し、多国籍企業を誘致し工業団地を造成し優遇する。
4. 海外アウトソーシングでは24時間海外の労働者がIT技術で国内工場の遠隔生産をできる。

III. 地方のあり方 地方創生

1. 地方分権税制の確立(自治体、自治体連合への税源と公共事業の移譲)
税制改正の中心は自治体(市町村)に財源と公共事業を移譲することにある。
 - (1) 農業と税を請け負う自由村
農協等の地域共同体に公共事業と税を請け負わせて農業の発展と成長を促進できる。
 - (2) 国境を越えた市町村(姉妹自治体)の連携による『姉妹都市税制の確立』。
姉妹都市間で教育や税制を含め連携をすることで移民融和を促進し文化の違いやトラブルを防ぐ。
地域社会の行事と交流を担う商店街を移民融和の要とし、成果により消費税免税できれば活性化する。
2. 財政・行政の効率化
 - (1) 市町村合併の利点と欠点。コスト低減で合併したが周辺部の文化や利便性が低減した。
 - (2) 横浜市、川崎市等の政令都市の行政区区長を公選制にして住民意志を反映させる。
 - (3) 市町村連合。合併よりも個別の行政サービスを連合実施し、個々の住民民主主義を守る。
 - (4) 税制と行政サービスの選択。多様な民主的小自治体を行政サービスで住民が選ぶ制度を望む。
 - (5) 道州制。中央集権国家から自治体(道・州規模)へ財政・立法の権限を移譲し連邦小国家制にする。

二. 税目別

I. 法人税

1. 短期的課題
租税特別措置の見直し(透明化法)。国際化のため税制の簡素化を望む。法人の欠損繰り戻し期間の再考。退職給与引当金制度の復活し、退職金支払い準備をし易くする。
2. 中・長期的課題 法人実効税率を20%以下にし、活性化が進み税収も増えると考ええる。

II. 個人所得税

1. 短期的課題
 - (1) 少子化対策よりも移民を促進すること。移民に対応した行政を実行する。
 - (2) 給付付き税額控除制度にする。生活保護ではなく税の制度で給付し簡略化する。
 - (3) 個人事業主にみなし法人課税の復活を望む。
 - (4) 暗号資産(仮想通貨)の所得は申告分離課税にすることを望む。
2. 長期的課題 フラットタックス導入を提言する。申告と徴税が単純になりコスト低減になる。

Ⅲ. 資産課税

1. 短期的課題

- (1) 事業承継税制の確立と相続税の改正。非国際的な相続税は廃止すべきである。
- (2) 相続税の基礎控除を5千万円に戻すこと。
- (3) 事業承継税制の改正。自社株式の課税を猶予する事業承継税制の適用継承者を全員に拡大すること。
- (4) 『納税貯蓄組合』の再生と『エンジェル税制』の中小企業全体への拡大。納税貯蓄組合に事業継承者へ出資や貸付をさせる。事業継承に投資する個人投資家に対応するエンジェル優遇税制を拡充する。
- (5) 家族事業組合税制。相続税対策のための法人化を必要としない組合税制を創設すること。

2. 長期的課題 金融所得一体課税。個人資産を預貯金から株式や債権投資に移らせ産業を活性化させる。

Ⅳ. 消費税

1. 短期的課題

- (1) 税率引き上げは経済を見極めること。
- (2) 逆進性には低所得者への給付付き税額控除制度が望ましい。
- (3) 複数税率は税務を煩雑にして好ましくない。
- (4) 給料も消費税課税対象とする。

2. 中・長期的課題 将来は産業活性化する消費税輸出特区を作り、また市町村税にしたい。

Ⅴ. 地方税

1. 短期的課題 適正な課税自主権の発揮

- (1) 建物の再建築価格の見直し。建物の固定資産税を適正な流通価格で見直す。
- (2) 租税回避地(タックスヘイブン)対応税制で課税逃れの不正を防ぐ。

2. 長期的課題 固定資産税の課税適正化

- (1) 固定資産評価審査委員会 公選制で独立化し透明で公平な審査を望む。
- (2) 学校税 地域の教育レベルで固定資産税評価額は変わる。固定資産税から学校税を分ける税制を望む。

Ⅵ. 環境税

短期的課題 石炭石油上乗せ税制には為替変動があり柔軟な配慮が要る。

中・長期的課題 エネルギー税制はアジア各国と同調し、輸出競争が不利にならぬよう望む。

三、その他

1. 短期的課題

- (1) 租税教育で税の歴史を教育すること。
- (2) 年金減額を緩和して就労意欲を向上させる。

2. 中期的課題

- (1) 自主的な寄付文化を育てる。
- (2) 学歴評価をなくし、活力ある社会にする。
- (3) 税理士・会計士試験を改正し難問を止め実務的試験にする。
- (4) 税務当局・税理士、公正取引委員会、評価専門家、IT技術者等との連携による監査制度を確立すること。
- (5) 公正取引委員会と税務当局で下請保護を図る。下請法は海外無力で粉飾利用になりうる。
- (6) 税務当局にも上場会社の監査をさせること。監査法人をくぐり抜ける事件も続いている。

3. 長期的課題

- (1) 仮想通貨監査に税務調査が有効である。
- (2) 金融工学技術革新ファンテック(仮想通貨等)を財政再建に役立てる。
- (3) 中央管理者不在の仮想通貨は税務当局による積極的監査が不正混乱犯罪を防げるだろう。
- (4) 国境を越えた経済租税事件解決には『国際仲裁裁判所・国際租税裁判所』が期待できる。

コロナについての提言

- I. マイナンバー。健康保険番号と情報を一体化し遺伝(親や兄弟等の疾患歴)情報も加えて活用すれば疾病対策に大いに役立つ。給付の迅速化を図れる。日本のマイナンバーは他国に比べコロナ対策に利用されていない。また、個人情報漏洩で重大な人権侵害が起きる危惧がある。海外では遺伝子情報が加わり社会問題も起きている。
- II. 国際自由貿易港。関税目的の保税地域から医療施設を備える港湾全体を国際自由貿易港にする。今回のコロナでは社会的弱者(海外出稼ぎ労働者)に配慮が足りない面が出て感染や就労問題が発生した。
- III. コロナ後に電腦空間ビジネスが世界を一変する。テレワークは日常化し、感染リスクのある現金から仮想通貨決済へと利用が進むだろうし、自動車・航空機・船舶の自動運転や生産工場の遠隔操作が世界で急激に進む。
- IV. 医療と医師の不足には費用から日本人学生の海外医学部卒業や、外国人医師の受け入れも考えられる。
- V. 国家の利害が絡む事件には国際間でのマイナンバーや国際仲裁裁判所の利用が期待される。

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

○現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持が困難なおそれがある。
- ・ 納税について誠実な意思。 ・ 納期限から6か月以内に申請がある。
- ・ 猶予を受けようとする国税以外に滞納がない。

（注）1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。

2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○現行の猶予が認められると…

- ・ 原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常 年 8.9%→軽減後 年 1.6%※）。

※令和2年中における延滞税の利率

申請による換価の猶予 国税徴収法第151条の2

収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『特例（特例猶予）』が創設されました！

延滞税なし

1年間猶予

無担保

特例猶予の要件

○ 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

① 新型コロナウイルスの影響により、

令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納税することが困難であること。

○ 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する国税が対象です。対象となる国税であれば、既に納期限が過ぎている未納の国税（猶予中のものも含みます。）についても、遡って特例を適用することができます（法律の施行から2か月間（令和2年6月30日まで）に限ります。）。

（注）収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含まれますが、

譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。



納税の猶予の特例 新型コロナ特法第3条

まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

- 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」（フリーダイヤル等）をご利用ください。

【受付時間】 8：30～17：00（土日祝除く。）

電話番号はこちら

【電話番号】 国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm



猶予の申請方法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（様式は国税庁HPから入手可能）又はe-Taxをご利用ください。

- 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センター（フリーダイヤル等）にお気軽にご相談ください。
- 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

ご注意いただきたいこと

- 特例猶予は納期限までに申請が必要です。
（注）法律の施行から2か月間（令和2年6月30日まで）は納期限後であっても申請できます。
- 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行法での猶予が受けられる場合があります。
（注）現行猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です。

税務署において所定の審査を迅速に行います

その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し付けください。

【ケース1】新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース2】納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、
国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予 国税通則法第46条



国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予

検索



※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、

社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれ御確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

企業にとっての あんな話・こんな話

前代未聞のコロナ騒動で、多くの企業の日常が変わり、短期、中期の計画作成にも従来での常識が通用しない情勢になっていませんか？革新に向けた助成金を対策利用で難局を打破し、未来につなげましょう。コロナとは関係のない助成金です。活用してください。

中小企業事業主を支援します。働き方改革推進支援助成金

在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークの取り組みを支援します。

支給対象となる取り組み

テレワークの導入・実施に関して、以下の取り組みをいずれか1つ以上実施してください。取り組みに要した費用を助成します。

- テレワーク用通信機器の導入・運用
 - ・シンクライアント端末 ・VPN装置・web会議用機器 ・社内パソコンを遠隔操作するための機器、ソフトウェア ・保守サポートの導入 ・クラウドサービスの導入 ・サテライトオフィス等の利用料
 - 就業規則・労使協定等の作成・変更(テレワーク勤務に関する規定の整備)
 - 労務管理担当者に対する研修
 - 労働者に対する研修、周知・啓発
 - 外部専門家(社会保険労務士など)による導入のためのコンサルティング
- 補助率 達成 3/4 未達成 1/2 支給額 達成 企業300万円 一人当たり40万円
未達成 企業200万円 一人当たり20万円
- 問い合わせ先 テレワーク相談センター 0120-91-6479

エイジフレンドリー補助金

60歳以上の高齢者を雇用する中小企業事業者を対象に、高年齢労働者の安全衛生確保処置について実施計画を策定し、審査の上、補助対象として選定された場合、その後に受給することが出来ます。

- 高年齢者の特性に配慮した安全衛生教育に係る経費
 - 高年齢者に優しい機械設備等の導入
 - 健康確保のための取り組み
- 助成額 各種取り組み 補助率 1/2 上限 100万円
- 問い合わせ先 厚労省安全衛生部安全課 03-5253-1111

受動喫煙防止対策助成金

労働者の健康を保護する観点から、事業場における受動喫煙を防止するための効果的な処置を講じる事業者を支援するために助成するものであり、職場における受動喫煙防止対策の推進を目的としています。

- 受動喫煙室の設置・改修
 - 加熱式のタバコ専用室の設置・改修
 - 屋外喫煙所の設置・改修
- 助成対象経費 設置に係る工費、設備費、備品、機械装置など。
- 助成率 1/2 ~ 2/3 上限額100万円

新入会員紹介

令和2年4月～令和2年5月

支部名	法人名	正会員・賛助会員	代表者氏名	住所	
		電話		業種	紹介者
鶴見中央		賛助会員	勝守 竜馬	江東区猿江1-3-15-403	
				保険業	(株)FPパートナー
市場	MARS WORK(株)	正会員	知花 正幸	市場上町2-10-2	
			567-1309	電気通信	アフラック代理店・伊藤智子

鶴見法人会に入りませんか？

法人会は税に関する活動で企業や社会に貢献します。

お知り合いの法人等をご紹介ください。

鶴見税務署管内の
約2000社が入会

入会の
メリット

- 1 税務対策のサポート・経営知識等の吸収
- 2 異業種交流
- 3 福利厚生
- 4 地域社会への貢献

詳しくはwebで

<http://www.tsurumi.or.jp>

鶴見法人会

検索

公益社団法人鶴見法人会は「地域振興助成事業」として鶴見区内において自主的・主体的な地域づくりを推進する団体・グループを支援しています。

税務無料相談

隔月(奇数月)第3水曜日

■相談日 7月15日(水)、9月16日(水)

■時間 午後1時 ■場所 税理士会事務局(青色申告会館)

☆税務相談を希望される方は 事前に事務局(電話521-2531)までご連絡ください。

なお、税理士の斡旋、無担保・無保証人・低利の公的融資の斡旋は随時行っておりますので、ご利用ください。

利用しよう！ 法人会会議室

会員のみなさまに当法人会会議室のご利用を提案します。会議室使用料金も、近隣貸会議室に比べ安価でご利用いただけます。スクール形式で定員50名様まで可能です。



1. 使用料金

(円・税別)

利用時間		使用料金	
午前	9時～12時	会員	2,500
		一般	3,500
午後	13時～17時	会員	3,000
		一般	4,500
一日	9時～17時	会員	5,000
		一般	7,000

2. 付属設備使用料金

(円・税別)

利用時間		使用料金		
		会員	マイク	スクリーンプロジェクター ホワイトボード
午前	9時～12時	会員	200	1,000
		一般	300	1,500
午後	13時～17時	会員	200	1,000
		一般	300	1,500
一日	9時～17時	会員	300	2,000
		一般	500	3,000

コロナ問題ー情報に惑わされない暮らし方

産業カウンセラー 柏木 勇一

◆SNS時代の教訓が明らかに

2020年の年明けは、東京オリンピック・パラリンピックの年として、希望をもって迎えたはずでした。ところが新型コロナウイルス感染拡大で世界中が混乱し、オリンピックは延期になりました。そして緊急事態宣言。この文章を読んでいる時点での皆さんの職場やご近所、家庭はどうなっていますか？ 今後のことは誰にも予測ができません。

あるIT系企業の人事部から、「社内でも不安と動揺が広がっている。基礎疾患の疑いもなく、糖尿病や高血圧症状がない人でも感染する現実になっている。当然仕事にも影響する。社内でどう説明し、どう対応すべきだろうか」という相談を受けました。現実はこの会社は、可能な部署では在宅勤務でのテレワークを進めていることが分かりました。

多くの人々の不安の背景には、メディアやネット情報に振り回されたことが指摘されています。あえて今回の出来事を「情報騒動」と表現します。ここに教訓があるからです。

◆コロナウィルスとメンタルヘルス

3月中旬、世界保健機構（WHO）が、コロナウィルス蔓延中のストレス対処方法を公にしました。「このような危機に直面した時、だれでも悲しみや恐怖、怒りを感じるのは当然」として、4つに絞れば、①信頼できる人と話す。家族や友人とメールや電話で情報交換することもいい

②自宅で過ごさなければいけない場合は、健康的な生活スタイル、食事や睡眠、適度な運動を心がける ③喫煙や飲酒は要注意 ④事実（ファクト）をちゃんと把握し、正しい情報と知識を持てば適切な対処行動をとることができる―と呼びかけたのです。このうち、④として示された項目、正しい情報と知識こそが、今回の教訓と言えます。

この教訓に関連して、スマホを手離せなかった同僚の30代女性カウンセラーがデジタルデトックス、つまりスマホから離れた生活体験をして有意義だったことを明かしてくれました。「デジタルデトックス」とは、パソコンやスマホなどデジタル機器やインターネットから距離を置くことです。デトックスとは、体内に溜まった毒物を排出すること、日常的に心身に溜まったストレスや疲労を取り去ることを意味します。

◆情報過多の時代、スマホ依存にならないように

年代や仕事内容によっては、長時間スマホやパソコンに触らないで過ごす人もいます。同僚は、休日を利用した数日間の旅行中、スマホから離れました。ふだんの仕事ではスマホ密着です。最初は不安でしたが、結果は、心身が休まり、本来の人間の身体に合った過ごし方をしたことでスッキリしたと語っています。オンとオフを切り替えることの大事さが分かっていたいながら、実際は実践していなかったことにも気づきました。

デジタルデトックスを実践している方は最近増えており、心身の正常な状態を自分で取り戻す効果を体験しています。楽しくスマホを使っている場合は問題ないのですが、楽しむはずなのに疲れてしまった場合は危険信号。スマホ中毒・依存になる前に止めなければいけません。手書きで日記をつける、メモをとる、紙メディア（例えば新聞）に接する、などの効果も再確認されています。

新型コロナウイルス拡大のニュースが毎日のように報道され、落ち着かない日々を送られている方も多いと思いますが、情報洪水の世界での上手な生き方の一端を説明しました。日々スマホが手離せないというIT系企業人事部の方にも納得してもらいました。

【筆者紹介】 柏木勇一（かしわざい・ゆういち）1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。